

令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付要綱  
(変更案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格高騰または物価高騰等の影響を受け、事業の継続に支障を生じている中小事業者を支援するため多可町商工会（以下「商工会」という。）が、多可町（以下「町」という。）より、委託を受けた令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 町内において事務所又は事業所を有し、継続して事業を営んでいる者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 小規模事業者 中小事業者のうち、法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和4年8月1日以前に事業を開始している中小事業者または小規模事業者であること。
  - (2) 原油・原材料価格高騰または物価高騰等の影響等を受け、令和4年1月から10月までのいずれかの月（以下「算定基準月」という。）における事業の売上総利益率又は営業利益率が、前年同月の売上総利益率又は営業利益率と比較して1割以上減少していること。ただし、町内に事務所又は事業所を開設して1年未満である場合は、令和3年11月から令和4年10月までの間の連続する3ヶ月の売上総利益率又は営業利益率の平均とその最後の月の売上総利益率又は営業利益率を比較して1割以上減少しているものとする。
  - (3) 令和5年1月31日以降も町内において継続して事業を営む意思があること。
  - (4) 令和4年6月30日までに納期限とする町税及び上下水道料金を完納していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は交付対象者としなない。
- (1) 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が関与している事業を営む者。

- (2) 任意団体。
- (3) 確定申告を事業所得ではなく雑所得で申告している者。（ただし雑所得が全収入の5割以上の収入がある者は対象とする。）
- (4) 令和4年度多可町水田営農継続支援金の支給を受ける者。  
（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 小規模事業者 10万円
- (2) 前号に掲げる者以外の中小事業者 20万円

2 支援金の交付回数は、一の交付対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

#### 第5条

支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 町内の事務所又は事業所において事業を営んでいることを明らかにする書類
- (2) 第3条第1項第2号に規定する売上総利益率又は営業利益率の減少を明らかにする書類
- (3) 従業員の人数を明らかにする書類（中小企業団体及び小規模事業者を除く。）
- (4) 申請者本人を確認する書類（個人事業主に限る。）
- (5) 令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付申請に関する誓約書兼承諾書（様式第2号）
- (6) その他商工会長が必要と認める書類  
（交付決定）

第6条 商工会長は、前条の申請書を受理したときは速やかにその内容を審査し、令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付予定事業者一覧表（様式第3号）により、町税及び上下水道料金の納付状況を町に照会し、町の承認を得て支援金の交付又は不交付を決定する。

2 商工会長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、令和4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。ただし、金融機関の口座に振り込む場合は、当該口座への振込みをもって、通知に替えることができる。

3 商工会長は、第1項の規定により支援金の不交付を決定したときは、令和

4年度多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を明示し、申請者に通知するものとする。

（調査等）

第7条 商工会長は、支援金の交付に関し、調査が必要と認めるときは、申請者に対し関係帳簿等の提出を求めることができる。

2 申請者は、前項の要請があったときは、当該調査に誠意を持って協力するものとする。

（交付決定の取消し又は支援金の返還）

第8条 商工会長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、若しくは支援金の交付を停止し、又は既に交付した支援金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、やむを得ない理由によると商工会長が認める場合は、この限りでない。

(1) 虚偽、その他の不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 申請又は交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 支援金の返還手続その他必要な事項は、商工会長が別に定めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした交付金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。